

仕 様 書

1. 委託業務

福祉施設及び医療機関等の職員及び利用者等を対象とした新型コロナウイルス感染症に係る検査体制拡充事業による PCR 検査委託

2. 委託期間

契約日～令和4年3月31日

3. 検体の種類

唾液もしくは前鼻腔による拭い液

4. 検査方法

唾液によるPCR法を原則とする。ただし、受検者の症状の有無及び検体採取の可否並びに検査数等の状況に応じて、適切な方法を考慮のうえ実施する。

国立感染症研究所が示す検査マニュアルの最新版に準拠して実施する。

5. 検査依頼見込み数

1日につき概ね700検体（状況によって増減あり）とし、契約日から令和4年3月31日までの間で最大25万5千500件（延べ）とする。

なお、1日の検査件数について、感染の拡大により700件を越えて実施する必要がある場合は、甲・乙協議のうえ具体の件数を決定する。

6. 業務内容

受託者（以下、「乙」という。）は、以下の業務を行う。

(1) 奈良県（以下、「甲」という。）が依頼する福祉及び医療の対象施設等（以下、「対象施設等」という。）に対する検査キットの配付・回収に関する連絡調整。

① 甲は対象施設等のリスト（施設名、所在地、連絡先電話番号、担当者等を記載）及び施設ごとの受検者名簿を乙に提供する。

② 乙は、甲から提供された施設リストに基づき、施設と連絡をとり、検査キットの配付・回収に係る連絡調整を行う。

なお、甲は対象施設等を選定の際、該当施設に対して、受検者名簿の作成に係る様式等を示し甲に提出するよう連絡する。また、適切に検査を実施できるよう、施設において必要な医療職を確保するよう合わせて依頼する。

(2) 検査キットの配付・回収及び搬送

- ① 検査は、1施設当たり約60人、1日につき12施設程度を想定。(ただし、感染の状況等により施設数や検査件数には増減が生じる。)
- ② 検体には、ウイルスを不活化する試薬を用いる。
- ③ 乙は、検査に必要な器具等を各施設等に配付する。乙は各施設に検査に使用する器具等を配付した際に、施設の体制(責任者及び医療職の協力等)を確認したうえで、検体の採取と梱包に係る注意事項等をあらためて教授する。
- ④ 乙は、検体が適切な方法で採取・梱包されていることを確認したうえで、搬送する。
- ⑤ 検査は、ウイルスを不活化した唾液採取によるPCR法より行うことを原則とする。なお、唾液採取が困難な者がいる場合、乙は、鼻咽頭拭い液や前鼻腔拭い液等による適切な検査を実施できるようにする。

(3) 検査実施に係る施設職員等(嘱託医・協力医及び看護師等の医療職を含む)への事前研修

- ① 乙は、施設等が適切に検体採取及び梱包等を行うことができるよう、施設職員等に対する研修用教材を作成する。
- ② 研修用教材は、検体の採取に係る一連の行為において必要となる知識や注意事項を習得できるよう配慮した内容の動画を作成し、WEB(YouTube)に公開することで契約期間中、対象施設等がいつでも閲覧できるようにする。なお、当該研修動画については、対象施設等のみが閲覧できるものとする。
- ③ 乙は、本契約に基づく検査の実施及び研修動画の内容等に係る施設及び受検者からの問い合わせに対応することとし、その体制を整備することとする。
- ④ 乙は、甲との契約締結後速やかに事業実施に係る統括責任者及び主担当を決定し、甲に報告すること。また、前項③による相談窓口を速やかに開設し、合わせて甲に報告すること。

(4) 検査結果の通知

乙は、原則として検体搬送後の翌日に検査結果を出し甲に通知することとする。また、感染の状況や検査数の著しい増加等、やむをえない事情がある場合でも遅くとも検体搬送後の翌々日までに検査結果を出し甲に通知する。

(5) 受検者名簿及び検査結果に係るデータ通信

- ① 乙は、受検者名簿及び検査結果の通知に係る連絡・通信方法について、事前に甲の承認を得ること。なお、連絡・通信方法について情報システムにより行う場合は、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守し、取り扱う情報が外部に流出することがないように、乙の責により対策を講じること。
- ② 別途端末が必要となる場合は、乙において4台の端末を準備し、県障害福祉

課、介護保険課、こども家庭課、地域医療連携課に1台ずつ配置し使用できるようにすること。端末は別紙「端末仕様」に示す仕様を満たすものとする。

- ③ 配置した端末の記憶装置（HDD又はSSD等）は、契約完了後に甲により物理破壊を行うこととする。また、乙は、情報システムにより乙が取得した本業務に係る個人情報データについて、法令等に定めるものを除き、契約完了後速やかに完全消去し、証明書を発行するものとする。

7. 履行場所

甲が指定する奈良県内の各施設等

8. 委託契約の方法

単価契約

- ① 検査に係る委託費用については、検査1件ごとに契約書記載の金額による単価契約とする。
- ② 契約単価の中には、6の（1）～（5）までの全ての業務を実施するうえで必要な経費を含むものとする。

9. 委託の発注・契約課

奈良市登大路町30

奈良県福祉医療部企画管理室

TEL 0742-27-8504

10. 検査の依頼課

- （1）高齢者関係：奈良県福祉医療部 医療・介護保険局 介護保険課

TEL：0742-27-8534

- （2）障害者関係：奈良県福祉医療部 障害福祉課

TEL：0742-27-8513

- （3）児童関係：奈良県文化・教育・くらし創造部 こども・女性局 こども家庭課

TEL：0742-27-8678

- （4）医療機関：奈良県福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課

TEL：0742-27-8935

11. その他

本業務の遂行にあたり、契約書及び仕様書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、甲と乙で協議のうえ決定する。